

彦根市行政評価委員会 会議録要旨

第4回 彦根市行政評価委員会		
日 時	平成26年10月7日（火） 午後2時00分～午後5時00分	
場 所	彦根市役所5階 第2委員会室	
出席者	委 員	別紙のとおり
	市職員	市民環境部次長、保険年金課長、保険料課長、保険年金課職員、保険料課職員、生活環境課長、生活環境課職員、福祉保健部次長、健康推進課長、健康推進課主幹、市立病院事務局次長、都市建設部次長、交通対策課長、交通対策課職員、道路河川課長、道路河川課職員
欠 席 委 員	大橋委員、西川委員	
遅 参 委 員	真鍋委員	

【開会】

【委員会の設立について】

委員8人中5人が出席。過半数以上の出席があったため、彦根市行政評価委員会設置要綱第6条第3項の規定により会議は成立。

【委員長欠席にかかる議事進行の代理について】

委員長欠席のため、委員会設置要綱第5条第4項の規定により副委員長が委員長代理として議事進行。

【資料の説明】

事務局より本日の資料の説明。

【341 支え合いのまちづくりの推進の再審議】

○ 副委員長

それでは最初に、第2回行政評価委員会の評価施策のうち、「341の支え合いのまちづくり」で、稲枝地区社協の会費の問題が出ておりましたので、事務局から説明をお願いします。

○事務局

事前評価集計表「341支えあいのまちづくりの推進」という評価表ですが、この施策は第2回の行政評価委員会でご審議いただいたところです。

第3回の行政評価委員会で評価点数を確定する際に、副委員長から決算資料等を提出していただきたいという申し出がありました。稲枝地区社会福祉協議会の会費の妥当性については、第2回でも意見をいただいたところです。

まず、地区社会協議会ではなくて、彦根市の社会福祉協議会に対し、どのような法律等をもとに補助しているかを説明いたします。社会福祉法を一部省略しながら説明いたしますと、「地方公共団体は社会福祉法人に対し、補助を支出することができる」と社会福祉法で定められております。本市はこの法律に基づき、「彦根市社会福祉法人の助成に関する条例」を定めまして、必要な事項を定めております。

また、社会福祉法の58条第2項の規定におきまして、社会福祉法人に対する助成がなされたときは、地方公共団体の長は、その助成の目的が有効に達せられることを確保するため当該社会福祉法人に対し、事業または会計の状況に関し、報告を徴することが定められているとなっております。このため、彦根市の社会福祉協議会に対しましては、社会福祉法で定める社会福祉法にあたりますので、当該条例等に基づいて補助金を支出し、この範囲の指導監査にあたる事項については、市が一定の指導監査等を行っているところであります。

しかしながら、稲枝地区学区の社会福祉協会を含みます、学区社協につきましては、社会福祉法に基づき設置された団体ではございません。任意の団体でございます。したがいまして、その構成員であります町民の方の自発的な意志によって運営がなされているものと考えております。市から学区社協へ敬老行事開催補助金等を交付している場合がありますが、この場合、その補助金の範囲内において、一定の資料を徴するなどの権限があると考えておりますけれども、そのほかの行為において、学区社協へ市から資料を出してほしいというようなことや、会費の額について、多い、高い、安い等を指示するような事項につきましては、市にはその権限がないと考えます。事務局といいたしましては本行政評価委員会の評価対象外と考えておりますので、皆さんにお諮りしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○副委員長

ありがとうございました。

発言の本人が私自身ですので、基本的に市の立場も私もよく考えましたが、稲枝地区社協で会費をとっているということ自体を行政評価委員会で評価をする項目かどうかというのが一つあると思います。施策に対して行政委員会で評価するということですが、稲枝地区社協について、私も1年間継続審議ということでお願いしたいと言いましたけれども、委員の皆様に考えていただきたい。行政評価委員会では評価できないんだろうという評価になりましたら、公平平等に扱われるようにお願いする相手を、私自身で探さなければいけませんが、皆さんのご意見はいかがですか。

例えば、900円を稲枝地区社協が徴収していることについては触れないで、あの部分について評価を行い、稲枝地区社協については行政評価委員会では評価できないということで外してしまうか、それとも900円を稲枝地区社協が徴収していることについても評価してしまう方法。皆さん「行政評価委員会で評価しても無駄ではない」ということでしたら、今年度中に評価してもいいのですが、基本的には施策に対しての評価ですので、向ける矛先が違うかなと私自身、感じています。皆さんのご意見をお伺いしたいです。

第2回の行政評価委員会で事情はわかっていただけたかなと思います。もし、事情をもっと詳しく知りたいということでしたら、社会福祉協議会の資料はいただきましたが、稲枝地区の決算や集めた900円をこのように使われているという資料を集めて、もう一度最後に評価することも可能かなという気はしています。彦根市社協は一応事業部署などいろいろと資料的にはいただいているのですけども、皆さんのご意見はいかがでしょうか。

○委員

社会福祉協議会の仕事内容の資料を出してもらえると、社会福祉協議会も含めて評価できます。

○副委員長

わかりました。ほかの方、いかがですか。

稲枝地区的社会福祉協議会の会計等の資料もありますか。また、評議委員会か何かありますか。

○事務局

稲枝地区社会福祉協議会へは、あくまでも任意でお願いするしかないという形になるので、行政評価委員会で使用するためくださいとは言いにくいです。市の社会福祉協議会は、ホームページに公開されている情報ですので、どなたでもご覧になれます。ただ決算資料をいただけるようお願いするしかできません。

○副委員長

任意の団体ということだから、受益者のところへは公表されるけども、市としてはもういにくい。

○事務局

行政の資料でしたらお渡しして、討論いただくのは全く問題ありませんが、他団体の資料をお渡しして、ご議論いただくのは出来ないかなと思います。

○副委員長

委員もご賛同いただいたら、この場での協議は可能でしょうか。施策とは関係ないので、別の場で議論してくれとなりますか。

○事務局

別の組織ですので、経理や決算が妥当かということを検討していただくと、ちょっとその範疇としてはふさわしくないのかなと考えております。

○委員

個人的には、含める、含めないという議論が正しいのかもしれないんですけど、それだけ言えば別に含めなくて、自分自身が評価したので、そのままの点数で総括評価としていただければよいと思います。副委員長の妥当性が1ということに対して、指標に大きくかかわっているのであれば、それは意見として受理していただいたらいいと思いますが、全員の評価まで引っ張られるのは、委員会としての意見としてとってもらいたいと思うので、私としては今の状況で副委員長が点数を変更する・しないを自分で判断され、変更されてもいいと思いますが、そのことだけについてもう一回協議してっていうのは必要ないと思います。

ただ、疑問に思っているのは、地区社協という存在そのものを市がどのように扱っており、例えばそこに何らかの形でお金がある程度配付され、活動が市の福祉行政に対して何らかの効果があり、何か担い手であるということを市が認識しているのであれば、法律上関係あるとかないではなく、市がある程度どのようなことをしてもらい、どういうような活動しているか把握していただきながら一緒に進めていただくべきだと感じています。何となく業務委託したからそこは相手のやったことで知りませんという、何か責任を向こうが負うための話であると、何となく少し残念だなという気がします。学区社協という言い方も含めて、行政として福祉行政の中で位置づけるのであれば、学区社協がどのような活動をし、どのような運営をしているかということに対して、指示監督する責任の有無でな

く、協力をする団体としてもう少し関心を持って見ておくべき間柄ではないのかなという。

○事務局

協力する団体ではあります。

○委員

具体的に言えば、どういう形であろうとも、例えば税金の何らかでそこに活動の中に含まれてあるとするならば、ある程度認識や活動をチェックする機能は行政にはあるべきだと思います。一生懸命自分たちで集めたお金を自分たちで運営されている団体にわざわざ行政が口を出す必要もないと思いますが、行政との関係性が今までの説明の中でも曖昧なままだったので、素朴な疑問として残っていますが、これ以上、行政評価委員会で議論する必要はないと思います。

○副委員長

ほかの委員もいかがですか。

○委員

私も一緒の意見です。改善を求める点で書きましたが、地域住民による自助意識と共助の仕組みを、社会福祉協議会を中心としてソーシャルワークが発揮できるように助言や補助を継続して確立したものとしていくと謳っている以上は、市側も把握をしていただきたいと思います。

○副委員長

いかがですか。

○委員

私も同じで、この場でさらに議論することまでは必要ないと思います。社協という一見あたかも市の行政の一枠であるような印象を受ける組織が、学区に個別にあるという実態が市民にどこまで知られているのかということ。私も恥ずかしながら正直、初めて知りました。少なくとも活動が行われているということを市は把握しておく必要があると思いますので、行政評価委員会として指摘しておく必要があると思います。

○委員

市民が知らないままという状態が一番問題だと思います。知らない人が多いと思いますので、今回ここで出た意見を受けとめて、改善できるようなきっかけとして進めていかなければならぬのかなと思いますし、今回は社協を知らない状態で評価しておりますので、行政評価委員会としては評価対象とせず、別の機会で指摘できればと思います。

○副委員長

わかりました。それではちょっとまとめてみますので、稲枝地区社協の会費が争点だと思います。その中でちょっと社協の会費に対する委員会としての取扱いですが、3つ方法があると思います。まず、「341の支え合いのまちづくり」での評価を対象外として評価を変更するのが1つ目。それから2つ目が評価を対象外として、なおかつ評価を変更しない。3番目は稲枝地区社協の会費についても評価対象とする。取扱いとしてはこの3つ程度だと思います。

今言われた行政評価委員からの意見には、その稲枝地区社協のところについても、行政評価委員ではこういう意見が出たということは、これは書いていただく必要があるのですけれども、その3つかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○委員

評価委員会としての評価は、点数に関しては各委員の総点を割って出しているので、評価委員会としての評価を検討するということはせず、今の議論をふまえて、各委員が数字を訂正するのかしないのかの問題だと認識しています。

○副委員長

いかがですか。

○委員

評価委員会のときの意見を聞かせていただいて、点数の変更はしていないので、私自身は副委員長の指摘と関係なくこの点数のまま評価するつもりです。

○副委員長

このまま評価するかということになりますが、委員の評価についてはどの委員が評価対象外としたか、評価として入れたとかいうのはわからないわけです。皆さんの評価は今話を聞いて、稲枝地区社協も含めての評価と受けとっていいのでしょうか。

○委員

それ以外、評価のしようがないです。

○副委員長

では、私は社協の会費については評価対象外とすることで、妥当性のところの1を5に変更していただけますか。それと、皆様からいただいた意見を記述していただくということでおよろしいですか。

福祉保健部次長から、何かご意見ありましたら。

○福祉保健部次長

評価は評価としていただいて、意見としていただきます。それまた私一人即答できませんので、部局としてどうするかっていうのはまた別で判断したいと思います。

妥当性評価変更

妥当性 9.5→10.0

有効性 16.2 必要性 17.5 妥当性 10.0 効率性 12.5

○副委員長

もう1点だけお伺いしたいのですけど、社協の広報紙は毎月発行されていますか。

○福祉保健部次長

2カ月に一度発行しています。

○副委員長

発行のお金は彦根市社協から出ているのですか。

○福祉保健部次長

はい。彦根市社協の広報紙ですので。

○副委員長

彦根市社協から出ているわけですね。これは稲枝地区も全部配られていますか。

○福祉保健部次長

市の広報と一緒に全戸配布しています。自治会が配っている地域、ポスティングといいまして、住んでいるか、住んでいないか関係なく広報紙を入れる地域もありますので、基本は全戸配布をしています。

○副委員長

彦根市から稲枝社協にお金がおりて、その中で稲枝地区の社協の4,300世帯ですか、稲枝地区、その分についても、稲枝地区社協から印刷なり経費を全部持って、稲枝地区の社協に配られているというふうに考えていいわけですね。

○福祉保健部次長

広報経費は補助の対象にしていませんが、社協の事業収入もしくは会費等社協の独自の財源で印刷しています。それを市の広報と一緒に配布しています。本当は市社協で独自に

郵送する等で配るとよいのですが、大変でしょうから、自治会の配布物に間に合うように入れてもらっています。新聞の折り込みチラシみたいなものです。それが全戸配付されているので、各学区に同じように配布されています。

○副委員長

わかりました。稲枝地区社協の分も要するに市の社会福祉協議会にお金が下りているのですね。

○福祉保健部次長

その広報経費について市のお金はおりていません。市社協が事業や会費で別途集められた中で印刷されています。

○副委員長

市社会福祉協議会と稲枝地区社会福祉協議会は別ということを聞きましたが、これは好意で社会福祉協議会に配付されているのでしょうか。

○福祉保健部次長

稲枝地区社協、あるいはほかの学区社協もそのことについては、配布について特段かわりは持っておられないと思いますけど。

○副委員長

この分を稲枝地区社協から金額もらうということではなく、市社協からあくまでも好意で配布いただいているという理解でいいのですか。

○福祉保健部次長

好意というのはよく分かりませんが。

○副委員長

市全体として、「市で福祉の面でこういうことしていますよ。稲枝の人も知ってくださいよ。ただし、稲枝は別で活動しているけれども、これは彦根市社協のあくまでも冊子ですよ。」というなら僕も理解をいたします。

○福祉保健部次長

それは彦根市社会福祉協議会という法人の広報紙です。ただ配付を市の仕組みにお願いしているだけの話です。だから全戸に配付しておられるので、繰り返しになりますけど、市内にお住まいの方だと2ヶ月に一度配布されているはずです。

だから、地区社協と市社協との間で広報のやりとりはないと思いますけど。

○副委員長

先ほどから出ていますように、市の責任としては稲枝も彦根もなく彦根市全体です。せっかくこれを彦根市社協で収益が出た分で配られていると。同じ社協だから稲枝に配ったらどうですかと言うなら、僕も話はある程度理解はできます。

でも、今の理解ですと彦根市社協が稲枝に配るのを市は知らないということですか。

○福祉保健部次長

違います。

○副委員長

違いますか、どうですか。

○福祉保健部次長

社会福祉法人である彦根市社協が広報紙を作られた。例えば事業所が広報紙を作つて全戸配布するのと同じことですよね。法人として広報紙をつくっている。ただ、配布を市の配布物の仕組みに協力してもらえないかということで一緒に配つているのであり、それは配る方法を選択しているだけの話で、その市の社協の活動内容を広報するための広報紙ですから、全戸配付、つまり市社協と彦根市にお住まいの市民の方の間で、直接配付がされているということです。

○副委員長

市社協の要するに活動を知つてほしいからということで、好意で全戸に配付されてるという。

○福祉保健部次長

好意というか、会費も頂戴しているので広報紙を配布しています。

○副委員長

稲枝地区は会費払つてないですね。

○福祉保健部次長

稲枝の方ですと、年間1,000円を頂戴しています。頂戴する際に100円を市社協、900円を学区社協の会費ですという趣意書を配られています。

○副委員長

趣意書は把握していません。

○福祉保健部次長

稲枝地区の会費と市社協の会費と一緒に一括してお集めになっておられます。個人で出しておられるか、自治会として自治会費の中から出しておられるか、わかりませんけれ

ども、不特定の市民の方から頂戴しているので、活動の広報を広報紙として彦根市民の方に配付されるようにしておられます。

○副委員長

わかりました。ありがとうございます。

【311 人権尊重のまちづくりの推進の振り返り】

評価点変更なし

有効性 16.2 必要性 18.1 妥当性 11.2 効率性 14.3

総括評価は事務局案のとおり

【321 男女共同参画社会の推進の振り返り】

評価点変更なし

有効性 16.2 必要性 16.2 妥当性 10.7 効率性 15.0

総括評価は事務局案のとおり

【331 多文化共生のまちづくりの推進の振り返り】

評点変更なし

有効性 16.2 必要性 16.8 妥当性 13.7 効率性 15.6

総括評価は事務局案のとおり

【361 河川整備・砂防対策の推進の振り返り】

評価点変更なし

有効性 18.1 必要性 19.3 妥当性 15.6 効率性 15.6

総括評価は事務局案のとおり

【365 交通安全対策の推進の振り返り】

評価点変更なし

有効性 16.2 必要性 17.5 妥当性 15.6 効率性 15.6

総括評価は事務局案のとおり

【351 健康づくりの推進への意見・質問】

○福祉保健部次長

まず、母子保健についてです。本施策におきましては、母子保健それからひこね元気計画や、食育推進計画に基づく健康づくり、疾病予防対策、この3つを柱としております。

まず、母子保健に関しましては、妊娠、出産及び乳幼児期の子育てをめぐる環境の中におきまして、子供の安らかな心の発達や、育児不安の軽減が求められています。また、若年妊娠や、逆に晩婚化、不妊等の周産期の課題もありまして、妊娠、出産、育児に対する支援の必要があります。

次に、健康づくりに関しましては、不規則な生活、食の偏り、ストレスなど、さまざまな要因によって生活習慣病が増加しておりますことから、生活習慣の見直しが必要となっております。ひこね元気計画や、食育推進計画による健康づくりを推進していく必要がございます。

次に、疾病予防対策の推進につきましては、がんや心疾患、脳血管疾患の三大死因による死亡数が全体の死亡数の6割を占めておりすることから、疾病の予防と早期発見、早期治療などの生活習慣病対策の充実が重要となっております。

また、新型インフルエンザなどの感染症は流行の拡大、時には重症化するなど、不安や混乱を伴い、市民生活に支障を来すため、予防や正しい理解、地道な啓発が重要となっております。

目指す成果としましては、子供から高齢者まで全ての市民の生命と健康を守り、市民自らが健康づくりを積極的に行うことによりまして、将来健康で心豊かに暮らさせることを目指します。

次に、平成25年度における主要な事業の取り組み概要、このうちの主なものですが、第1番目に母子保健の充実としまして、特定不妊治療費及び人工授精に要する費用について助成を行いました。健康診査につきましては、国の標準的な検査内容についての全額助成を引き続き実施をしております。また、出産後4ヶ月検診までに民生委員、児童委員の皆さんに全戸訪問していただいて、情報提供、不満や悩みを聞きまして、子育ての孤立化を防ぐ、乳幼児家庭全戸訪問事業を実施いたしました。

第2番目に、健康づくりの推進として、ひこね元気計画21に基づく健康計画のほか、ひこね食育推進計画に基づき、ひこね食育フェアや、元気フェスタで食育の啓発を行いました。このほか、健康相談事業、健康教室を実施しております。

第3番目に、疾病予防の対策の推進としまして、がんの早期発見、早期治療を目的に、乳がん検診等の各種がん検診を実施したほか、肝炎ウイルス検診や、風疹ワクチンの接種に対する助成を行いました。

次に、指標による評価でございますが、がん検診の受診率につきましては、胃がん検診が5.0%、乳がん検診が20.6%とそれぞれ目標値に届いてない状況でございます。

また、健康教室の参加者数につきましては、7,542名となっておりまして、目標値を超えております。それぞれの要因につきましては、理由欄に記載のとおりでございます。

今後の施策の展開方法につきましては、がん検診については受診率を高めるため、特定検診と複数のがん検診の同時実施、土曜日検診の拡充などのほか、平成26年度からは自己負担額を500円に設定しまして、受診しやすい環境づくりに努めているところでございます。

また、平成25年度に平成26年度からの5年間を計画期間といたしまして、健康増進計画と食育基本計画を一本化いたしました第二次のひこね元気計画21を策定いたしました。今後はこの計画の目指す姿、住みなれた地域でいつまでも健やかで心豊かに暮らせるまち「ひこね」の実現に向けて、健康推進協議会や、ひこね元気クラブ21などの各種団体の共同し、地域に根差した啓発を展開しまして、健康についての市民の知識や、意識の向上に努める予定でございます。

その他、関係する主要事業等につきましては、附属の事務事業評価表のとおりでございます。以上でございます。

○副委員長

ありがとうございました。

それでは、皆さんから質問やご意見をいただきたいと思います。いかがですか。

○委員

2番でも質問させていただいたのですが、第一次ひこね元気計画21から第二次ひこね元気計画21に対して幼児から高齢者までを対象とし、広く推進されることは重々承知で、一番皆さんが遅くまで頑張って仕事をされている部署でないかと私個人は思っています。評価にも書かせていただいたのですが、評価できる部分もあるのですけれども、事前質問の2番で質問への回答で、「生活習慣の改善に対する動機づけとしては有用ですが、継続した取り組みについてはその評価が難しいという問題があります。」と回答をいただいているが、難しいということについて、詳しく説明していただければと思います。

○健康推進課主幹

これにつきましては、元気フェスタに来られた方に、減塩した塩分が少ない飲み物を飲んでいただきて、家で食べている食事が塩辛いということに気づいていただいているが、実際に家庭で薄味の食事に変えられているかについてまで、イベントでは十分評価ができないので、評価が難しいということを書かせていただきました。

○委員

家庭までは多分無理な話で、市民の方に促すという部分ではたくさん的人が集まる場所で、そういう周知ができていることには評価できると思います。

○健康推進課主幹

現在、健康推進課で実施している事業の中に、検診を受けていただいた方に、検診の結果、リスクのある方、例えば血圧が高い方、あるいはコレステロールが異常値の方に来ていただいて、個別指導をさせていただいている。

これについては、指導を受けていただいた翌年の検診のデータにおいて、数値がよくなっているか、悪くなっているかで評価をさせていただいております。平成24年度に1,588名の方に個別指導を受けていただきましたが、その中の21.3%の方が改善され、変化なしも含めると90%の方が変化なし、あるいは改善したという結果でした。悪化した方は8.3%でした。個別でその方の生活習慣を聞かせいただいて、生活改善の必要性に気づいていただいて、生活に取り込んでいただくことが必要でないかと思っております。これが事業の評価になると考えています。

○委員

個人を対象にピンポイントで指導していくのはもちろんだと思います。けれども、最初の大きなところのイベント、元気フェスタを今年されましたけれども、たくさん的人が集まる中で、やはり最初に周知徹底し、それから問題のある方に個々に対応することはもちろん必要だと思いますけれども、元気フェスタを開催されたところですし、やはりたくさんの市民の方が来ていただく場所を持っておられて、そこで声をかけて、新たな指導ができることがあることもあると思います。対象が広範囲になり、仕事がたくさん増えて、大変な思いをされているのは重々承知しておりますが、いろいろな手立てをして、市民の健康について指導や補助をしていただきたいと思います。

○委員

健康診断で、受診率を指標として出していますが、市の健康診断の対象者

はどなたになりますか。協会健保等に会社で入っておられる方々は外してということですか。

○健康推進課主幹

法律が平成20年に変わりまして、今まで市が健康診査を実施しておりましたが、医療保険者が実施することとなりました。彦根市が実施しているのは40歳以上75歳未満の彦根市国民健康保険に加入をされている方が対象となっております。

ただ、社会保険に加入されている方が、どこで受診するのかとなります。大半の医療保険加入者は市の集団検査あるいは医療機関で受けさせていただける仕組みになっておりますが、その検査を受けていただいた後の事後指導も含めて、医療保険者が実施することとなっております。

また、本市が実施している検査のひとつに、18歳から39歳までの彦根市民の方で、どの医療保険に入っているかどうかは関係なく、市民の方で検査を受ける機会がない方は彦根市が実施する検査を受けていただいており、生活保護を受けておられる方は医療保険に入っておられませんので、その方も彦根市が実施する検査を受けていただいております。

○委員

今回の受診率を算定された母数のところは、ある程度補足はされていますか。

○健康推進課主幹

今回出させていただいている受診率につきましては、40歳以上の生保を受けておられる人数がはっきりしています。18から39歳までの方につきましては、学校や職場で受けられる方もおられますので、市では把握ができない状況にあります。この年齢の方は、異動も多いので、去年は職場で受けたけども、今年は退職された方、パートを辞められた方もいらっしゃいますし、結婚されて、扶養に入られて、扶養者の職場で検査があるなど、対象者の把握が難しく、しっかりした受診率が出すことが難しいということです。

分母としては、18から39歳までの国民健康保険加入されている方と、過去3年間彦根市の検査を受けられた方です。

○委員

質問させていただいたのはがん検診の受診率が5%とかなり低いと感じまして、それが実態として本当に低いのかという判断ができません。意見を伺いたいです。

○健康推進課主幹

がん検診については、全国統一して比較ができるように推計対象者を用いた受診率を設

けています。

事前質問の11番への回答にまとめておりますが、受診者数割る、平成22年に実施されました国勢調査で出された40歳以上の人団から就業者数を引きまして、プラス農林水産業に従事されている方の人口を足して、掛ける100で受診率を出しております。

胃がん検診につきましては平成22年のデータですが、県19市町のうち下から数えて7番目です。大腸がん検診については、県19市町の中の下から3番目という状況です。

○健康推進課主幹

全国では胃がん検診の受診率が10%程度で、彦根市は4.33%、大腸がん検診の受診率は全国で18%程度、彦根市が6.41%です。乳がん検診は、全国が22%程度で、こちらは彦根市が24.04%。それから子宮頸がんにつきましては、全国が26%程度で、ちょっとごめんなさい、はっきりした数字を持っていませんが、彦根市が25.7%という状況です。

○委員

40歳以上人口から就業者を引いて、農林水産事業者を足すということは、働いておられない方に農林水産業者を足してということですか。

○健康推進課主幹

そうです。

○委員

かなり分母小さいわけですね。対象者自身は少ない。

○健康推進課主幹

胃がんや大腸がんで2万8,000人程度が対象です。

○委員

就業者は引いているものですから、かなり少ないと印象でしたが、わかりました。

○副委員長

よろしいですか。ほかの方、いかがですか。

受診率が少ないとということは、それだけ健康な人が多いということですか。それとも、余り関心が無いのか。

○福祉保健部次長

職場で健康保険に入っておられる方はやはり指導を受けるとなると躊躇するといいますか、嫌がるという傾向は強いです。

○委員

質問と意見かもしれないのですが、割とどちらかというと私はよく頑張っていただいている分野だなと思っています。指標にがん検診のパーセンテージを出していただいているので、ただ低くてできてないようですけども、ほかを細かく見ていけば基本的にいろんな分野で、ある程度一定の評価ができる数字も出てきています。個人的にはこの3つの柱がある中でいえば、ほかの一生懸命やっていたいしているのも、この指標の中に入れていただければ、もう少し印象的にもいい評価ができるとも思います。自分たちの中で厳しいところをあえてこう指標にして、自分たちで頑張っていただいているのかなというふうに感じています。ほかの部分では非常に乳幼児等の見守りとか含めて、母子保健に関しての充実等にも数字が出てきており、非常に頑張っていただいていると思っています。

○委員

資料の評価調書の4枚目の乳児家庭全戸訪問事業に関する質問させていただきましたが、取組状況の訪問件数が881件とのことで、助産師の訪問はどれくらいありますか。また、健康推進課でフォローされているのはどれくらいですかと聞いていますが、ここのは881件というのは途中経過で、最終は964件という回答をされていますので、そういう新たな数字のところを事前に訂正入れて報告していただければ皆さんのが評価が変わってくると思います。

○副委員長

助産師さんは今、何名くらいおられますか。

○健康推進課主幹

助産師さんは7名です。

○副委員長

7名ですか。当然足りてないですよね。

わかりました。ありがとうございます。ほかに、特にございませんでしたら、評価にいたいと思います。

【351 健康づくりの推進の評価】

評価について変更なし

有効性 16.8 必要性 16.8 妥当性 14.3 効率性 13.7

【351 健康づくりの推進の総括評価】

(後日事務局で案を作成)

【352 地域医療体制の整備充実に対する意見・質問】

○福祉保健部次長

現状と課題につきまして、本施策におきましては、地域医療体制の確立、彦根市立病院の機能充実、病院と診療所と医療連携、救急医療体制の確保の4つを柱としております。

まず、地域医療体制の確保につきましては、滋賀県保健医療計画において重点的に取り組む必要のある、医療連携体制を構築するための施策が定められており、一次から三次までの保健医療圏ごとに適切で効果的な保健医療サービスを提供することとなっております。二次保健医療圏である湖東保健医療圏、この彦根市やこの周辺郡部における病院、医師会、歯科医師会、薬剤師会との連携により、医療機関ごとでなく、地域で医療資源を提供していくことに努めています。

次に、彦根市立病院の機能充実につきましては、医師、看護師、特に周産期医療や救急医療において充実した企業体制が整っているとは言えない状況でございまして、定住自立圏共生ビジョンや、県の地域医療再生計画に基づき、人材を確保し、引き続き医療体制の強化に務める必要があります。

次に、医療連携につきましては、患者の病期に応じました医療が提供できる体制の整備とともに、病院、診療所、薬局及び訪問看護ステーションの間のネットワークを構築し、診療情報の共有化を図る必要があるとともに、在宅療養者に対する在宅医療の充実も必要です。

次に、救急医療体制の確保につきましては、休日に比較的軽症の救急患者を受け入れる初期救急医療としては、休日急病診療所があり、休日の夜間に入院医療を必要とする二次救急医療につきましては、湖東圏域で5病院、小児救急医療では2病院が輪番制をとっており、市民への役割の周知と、適切な受診の促し、医師の負担軽減など、救急患者の受け入れを確実なものにしていく必要があります。

次に、目指す成果としましては、まず定住自立圏共生ビジョンや、地域医療再生計画の推進により、彦根市立病院に産科医師を確保し、医師による分娩の再開を目指します。

次に、彦根市立病院を中心に、病院、診療所、薬局および訪問看護ステーション間のネットワークを強化するなど、医療連携を進め、各病期に応じた医療提供体制の確保に努め、

地域で完結する医療を目指します。

次に、休日夜間における急病の患者の不安を解消するため、引き続き初期救急医療、二次救急医療体制を確保することを目指します。

次に、平成25年度における主要な事業の取組概要の主なものです。第1番目に地域医療体制の確立としましては、地域の医療資源の役割分担、連携体制、在宅医療の推進のため、保健医療複合施設、くすのきセンターを開設いたしました。また、同センター内に医療福祉推進センター組織を設置いたしました。

第2番目に、彦根市立病院の機能充実につきましては、3億5,000万円規模で医療機器を整備したほか、診療所とのコンピュータネットワークを構築し、地域医療連携ネットワークとしての運用を開始しました。

第3番目に、救急医療体制の確保につきましては、休日急病診療所の開設のほか、病院ごとの輪番制による二次救急医療を実施しております。

また、小児救急医療につきましても、管内2病院において輪番制による実施をしております。

次に、指標による評価ですが、まず市立病院の分娩取り扱い件数につきましては、目標360件に対し、実績25件となりました。また、小児救急医療体制の確保としての診療日数は、目標196日に対し、実績142日となりました。市立病院の分娩取り扱い件数の低さについては、理由欄に記載のとおりでございます。

今後の施策の展開方法につきましては、完成しました、くすのきセンターを拠点として、地域の医療資源の役割分担と連携を図ってまいります。

その他、主要事業等につきましては記載のとおりでして、附属の事業評価表のとおりであります。以上でございます。

○副委員長

ありがとうございます。それでは、ご意見やご質問をお願いします。

彦根休日急病診療所について、この休日の診療者数っていうのは、昨年度は何名でしたか。

○健康推進課長

平成25年の4月から平成26年の3月の平成25年度でいいますと、合計で2,765人です。診療の日数は71日間です。1日あたりの診療者数は38.9人です。

○副委員長

一日あたり40人程度いるということですね。大上郡からの患者等全部含めて、これだけの日数ということですか。

○健康推進課長

そうですね。彦根市内だけでなく、近隣四町、県外からも来ています。

○副委員長

これは多いのか少ないのか。彦根休日急病診療所の定員いっぱいまで来られているのか、わからないのですけども。

○健康推進課長

この平成25年度の2,800名、日曜日ですと、彦根では彦根中央病院が一般診療をされておりまして、かなり患者さんが行つておられると言っています。定員といたしましては、休日診療所では、まだこれでは少ないと想つております。

○副委員長

体制も患者が増えても充分対応できるということですね。

○健康推進課長

そうですね。休日診療所は時期によりまして、全然患者数が違いますので、今の時期と、当然年末年始、あるいはインフルエンザの流行時期になりますと、患者数が全然違います。それで対応できるようになってはなっておりますので。

○副委員長

わかりました。ありがとうございました。

○委員

医師、看護師不足等問題があり、質問でもお聞きしているのですが、具体的に彦根市と周りの市町を比較したときに、待遇面等でどれだけ医師不足に対して、彦根市としては受け入れますということが言える状況なのか、回りの市町との差別化として、具体的に医師不足であるという認識も我々も了解をし、何とか人手不足を解消する努力しますという言葉もそのとおりだと思うのですが、実態として彦根市がそのことに対してどれだけ力を入れているのか、単純な報酬の差、あるいは彦根市での医師来ていただいたときのさまざまな特典をつける、彦根市として医師の確保に対して、どれだけ力を入れているのかを見たときに、具体的な数値や、取組が必要なのかという気はします。他の市町と差別化をして取組んでいることがあれば少しお聞かせいただければと思います。

○市立病院事務局次長

公立病院ですので、私たち公務員は給与体系が決まっています。すばらしい先生や部長級の先生に来ていただいても、院長より高い給料をお出しできません。待遇面では、市立病院に院内保育所が併設されています。それは看護師や事務の者でもあってもいいのですけども、例えば朝一緒に出勤をし、子どもを預けて、帰りに一緒に帰る。看護師さんは夜勤もありますが、夜間保育もやっていますので、夜勤の看護師さんも夜一緒に連れて来て、朝一緒に帰ることも出来ます。また、病院の敷地の中には若い独身の先生用の医師住宅を2万円くらいで用意しており、福利厚生面で努力はしているのですけども、他の公立病院も同じような努力も確かにされています。産婦人科の先生が今、1人しかおられませんので分娩ができていませんが、人気のある病院には人も集まっています。先生2人になると、負担が2分の1になり、先生が3人になれば、同じ仕事をしていても負担が3分の1になります。都会の病院は交通も便利ですし、遅くなっても電車で帰れる等の利便性のあるところの病院を若い先生は目指し、行きたがっておられます。彦根市は、京都とか大阪、東京に比べると田舎の病院なので、よっぽど何か魅力のあるところでないとなかなか来ていただけないのが本当のところだと。

○健康推進課長

市としては民間の病院が医師確保ということで、例えばこの地域、小児科の病院の医師が少なく、4病院のうち、今現在豊郷病院は救急はやっておられないのですが、友仁山崎病院さんは小児科はございません。その中で民間の病院がその小児科医師を確保ということで、行政としてできることがないかという相談を受けた場合は、この地域が小児科医師不足でございますので、何らかの支援は必要だと思います。

もう一点、今新しくできたくすのきセンターの中に、看護協会第5地区支部という団体が入っております。そこでは、一旦病院で努められて、出産とかいろんな理由で辞められた潜在看護師さんをもう一回職場復帰していただくため、看護協会がリストアップ研修をしておられます。看護スキルが必要な方、一旦辞められるとなかなか元の現場に復帰することは不安な気持ちになられておられます。関係団体さんがこの地域の潜在看護師の掘り起こしを一生懸命され、できるだけ現場復帰していただく活動もしておられます。

○副委員長

ありがとうございます。

今、市立病院は男性の看護師さんは15人くらいですか。

○市立病院事務局次長

それくらいですね。男性看護師の場合、寝たきりの方とか、おむつの交換とか、女性のお年寄りの方はこう申しわけないような気持ちになられるようです。どうしても手術等の、直接患者さんと接しない部署での配置となる。男女平等といいながら実際のところ難しいです。

【352 地域医療体制の整備充実への評価】

評価について変更なし

有効性 18.7 必要性 18.7 妥当性 15.6 効率性 13.7

【352 地域医療体制の整備充実への総括評価】

○副委員長

総括評価の欄でつけ加えたいという項目などはございますか。

くすのきセンターは順調に稼働していますか。福祉センターの健康推進課が使っておられた1階は使われる予定あるのですか。

○福祉保健部

今は空いていますが、会議や、がん検診、特定検診等で使っています。くすのきセンターだと容量的できません。また、病院の外来の時間と重なって、駐車場の容量を超えてしまうので、平田の福祉センターの1階で問診をしております。

○副委員長

わかりました、ありがとうございます。

ますます、私たちの年代は年を重ねていきますので、くすのきセンターは忙しくなるのではないかと思います。期待しております。

(後日、事務局で案を作成)

(休憩)

(再開)

【345 医療保険事業の充実】

○市民環境部次長

現状と課題です。国民健康保険事業の場合は、加入者が高齢者や低所得者、また失業による一時的な加入者などの、保険料の負担能力の低い方の加入割合が高い状況です。これは構造的な問題で、財政運営の厳しさを増しております。そのためにも収納率の向上が必

要であり、そのため健康づくりや予防対策などの保健事業を実施することによりまして、医療費の抑制を図る必要があります。

それから、平成20年から後期高齢医療制度がスタートし、市町としては保険料の公正な賦課と徴収に努めています。また、平成29年度からの国保財政運営を都道府県へ移行に向けた検討が進められており、市としては国の動向を注視する必要があります。

そして、医療費の増加により非常に各家庭に医療費の負担が重くのしかかっております。このような中、社会的、経済的に弱い立場にある方々の経済的負担の軽減に対する要望が強くあり、福祉医療制度の継続、安定的な運営に努める必要がございます。

目指す成果ですが、国民健康保険は国民皆保険制度の中核を担う制度として、市民の医療の確保と健康の保持増進が図られることを目指してまいります。

それから、高齢者医療保険制度に対する理解と、制度の安定的な運営を図るために、高齢者が安心して医療を受けられる環境を目指してまいります。

また、社会的、経済的に弱い立場にある方々に対して、安心して医療を受けられる環境を目指して取り組んでまいります。

これらの現状や課題に対しまして、5本柱で取り組んでおります。

1番目が保健事業の推進です。健康の保持増進を図るために、特定健診の受診を勧奨し、人間ドック等の受診費用の一部を助成するなど、病気の早期発見に努めてまいりました。

2番目として、保険料の収納率の向上です。これは保険財政の基盤安定を図るために、保険料が納付しやすい、納付環境の整備を図るとともに、初期の未納者に対しましては電話催告を行い、自主納付を促しております。また、適切な納付指導と、効率かつ効果的な滞納整理を実施いたしております。

3番目は医療費の適正化の推進です。重複、頻回受診者を把握し、指導対象者を選別し、保健師等による訪問指導を実施し、ジェネリック医薬品等の普及啓発にも努めています。

4番目は制度に対する広報、説明の充実です。パンフレットや、広報ひこね、ホームページなどにより、制度の解説などを掲載し、啓発に努めています。

最後、5番目は、医療費の自己負担の一部助成です。福祉医療制度により、一部負担を助成しており、あわせて市単独事業としても継続して実施しています。また、平成25年10月からは、入院医療費の自己負担分の助成を中学生まで拡大し、保健の向上と福祉の増進を図っています。

指標による評価は、特定健診の受診率を挙げております。進捗状況の評価が抜けており

ますが、予定より遅れております。今後、積極的な受診啓発の広報活動を行い、また土曜日等、休日の健診を実施し、受診機会を増やすとともに、受診率の向上に向けた改善が必要と考えております。

○副委員長

ありがとうございました。

それでは、意見、質問をお願いします。

○委員

国民健康保険の滞納者の収納や、後期高齢者医療の滞納者の収納等、難しい面もありながら成果を求めていく必要があると思います。今日の新聞を見ましたが、国民健康保険に関して書かれていますが、社会背景の変化に書かれている内容で教えていただきたいです。社会保障制度改革プログラム法案を成立させて、平成29年度を目途として国保財政運営の都道府県単位化に向けた検討を進めているようですが、都道府県に移行された場合、どのようなメリットとデメリットがあるのでしょうか。

○保険年金課長

国民健康保険の都道府県単位化移行の関係ですが、今も言われました「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」というプログラム法が、昨年の12月に成立し、平成29年度を目途とする国保財政運営の都道府県単位化移行を含めた検討を行うとされております。

これを受けて、全国市長会や全国知事会が入った、国保基盤強化協議会という国と地方の協議の場が開催されており、中間整理が、今年の8月に出されております。

中間整理として今後、財政運営と、保険料の賦課徴収、保険給付の資格管理や保健事業における県と市の役割分担がどう行っていくのかが挙げられております。基本的に財政運営は都道府県になりますが、健診等の保健事業については、身近な市町村で行う必要があります。その他の保険料の賦課徴収や、保険給付の資格管理については、県が担った場合、市が担った場合のメリット、デメリットが示されております。県が担うことによってスケールメリットが働いて効率化する部分、専門化するメリットもありますが、住民から遠くなることにより、収納率の低下や住民サービスが低下する等のデメリットも指摘されています。また、将来的には市町村で保険料率を統一することが必要ですが、分賦金が検討されています。この中間整理に対し、知事会では、低所得で高齢者が多いという構造的な問題を抱えた国民健康保険が都道府県単位化したからといって、構造問題が解決するわけで

はなく、根本的な解決にならず、財政支援をどうしていくかをまず解決した上で検討するよう言っています。こうした状況で、さらに協議を進められて、来年の1月の通常国会で詳細な法案を出すとされておりますが、なかなか情報が出てこない状況です。実際に都道府県単位化してどう変わるのかが県でも具体的に把握できていない状況ですので、本市としても状況を注視しているところです。

○委員

ありがとうございます。他府県は分からぬと思うのですが、彦根市は市から県へ移行した場合に、国民健康保険の母体が大きければ財政赤字が大きくなるような気がして、市民のサービス、住民のサービスが十分に行き渡らないことを大きくするわけですけれども、他府県と比べて滋賀県はどうなのでしょうか。

○保険年金課長

赤字については、大都市圏で一般会計からの繰り入れが多いということが言われています。財政的にかなり緊迫してきているという部分がありますが、それ以外の県内においては、ほとんどの各自治体でしっかりと運営できている状況だと思います。そういった大都市圏や小規模な保険者を救済するのがこの制度改革の意図するところです。県内では比較的健全に運営されていると思いますので、かなり様子見をしていると思われます。

○委員

ちょっと安心していますが、国が決めることで、それに従っていかなければならぬという立場にあるので、住民のサービスの低下を今以下にならないように、頑張っていただけたらありがたいなと思います。

○副委員長

ありがとうございます。

ほかにご意見、ご質問のある方、おられますか。

○委員

意見になるかと思うのですが、施策に対する意見を読みましたが、市民に周知し、中身を理解してもらった上で賛同してもらい、アクションを起こしていただくということが最も重要な事業が多いと思います。

周知をする、あるいは広報活動に力を入れる場合に、一定の情報をまず提供することが最低限必要なことだと思いますが、もう少し市民側に立ったときに、その情報をどう受け取られたか、その説明が十分なのか、行政から出した文面がしっかり市民の求める情報に

応えているのか。情報を発信したということで、行政側としては伝えたということになるかもしれません。もちろん、そのことも大事だと思いますが、その内容がどのように伝わっているか、それを市民がどのように理解をしたのかを、行政として把握し十分に検証をした上で、どのように伝えていけばいいのかということを議論いただいて、例えばパンフレットの内容を少しずつ変更し、わかりやすい表現にするという変化があるべきものかと思います。もちろんしていただいているとは思いますけども、これからもその感覚で、事業をしていただきたいと思います。市民としてわかり辛い内容であっても、行政からすると「広報紙の〇〇に載せました」という説明になるのは、市民目線から離れてしまうという気がします。ぜひ市民がその文章をどう受けとめるかということまで考えていただく必要あると思います。声をかけていただく姿勢が、より市民に伝わっていくと思います。

○副委員長

ほかにはございませんか。どうぞ。

○委員

国民健康保険事業のところでお聞きしたいのですが、事務事業評価表の7番のところで、今年度は健康づくりのイベントへ参加されていますけれども、来年度はどのようなイベントを考えておられますか。

○保険年金課長

市民への周知や健康づくりということで、「健康づくりの推進」の施策も関係しますが、関係課が連携し、イベントでどのような方法で周知をしていくかを検討することが必要だと思います。健康推進課、保健体育課との連携が大事だと思っています。これまで、保健体育課がされた元気フェスタへの参加や、今年ですと健康推進課がされた、くすのきフェスタに参加しました。今後、効果的なやり方を考えながら、来年度以降もどのような形になるか検討中ですが、PRの機会は設けていきたいと考えています。

○委員

関係のある所属と連携されることは評価できます。できるだけたくさん的人が集まるところを周知徹底をお願いしたいと思います。

○副委員長

医療費は何歳まで無料ですか。

○保険年金課職員

小学校就学前です。6歳になってちょうど最初の3月31日までが医療費無料で、入院

医療費については中学生まで助成させていただいている。

○副委員長

今後は拡大していくのですか。

○保険年金課職員

拡大については多くの意見が寄せられていますが、拡大する場合、財政負担というのを考えていく必要があります。毎年財政負担が必要となります。

また、無料化した場合、まず課題で挙げられるのがコンビニ受診の増加。受診が不要または急がない病気の状態にもかかわらず、「医療費が無料だから行こう」と思われます。コンビニ受診の増加で、地域医療への過重な負担をかける、どこかに歪をもたらす可能性も考えられるなど、課題が多い現況でございます。

○副委員長

わかりました。ありがとうございます。

【345 医療保険事業の充実の評価】

評価について変更なし

有効性 18.1 必要性 18.7 妥当性 14.3 効率性 14.3

【345 医療保険事業の充実の総括評価】

(後日、事務局で案を作成)

【367 消費者保護対策の推進に対する意見・質問】

○市民環境部次長

現状として、新しい商品やサービスが市場にあふれています。その恩恵として消費者は非常に多様な選択ができておりますが、購入やサービスを受ける中で、確かな選択ができる、消費者の育成を図る必要があります。そのため訪問販売トラブルの今後の対処の講座を開設や製品事故や、契約のトラブルが起こった場合、消費生活相談窓口で市民からの相談を受け、解決に協力しております。

また、商品やサービスの販売形態、契約方法が多様化しており、契約理由トラブルが後を絶たない現状です。そのような市民の相談に応じる、消費生活相談窓口の機能を充実する必要があると思っております。

最近は特に携帯やスマートフォンや、インターネットによりまして、未成年者が被害に

遭うケースが非常に多くあります。振り込め詐欺の手口も巧妙化しておりますし、消費者に不安を与えないためにも、未成年者や高齢者に正確、迅速な情報提供を図る必要があると思っております。

目指す成果といたしましては、消費生活相談の積極的な利用により、トラブルの解決が図られることを目指しております。

また、情報の発信により、消費生活に関する知識を身につけ、確かな選択と判断ができるよう周知を目指しております。

取り組む主要な事業といたしましては大きく2本あります。一つは消費者保護の充実です。消費生活相談窓口におきまして、消費生活相談2名による消費者トラブルの解決のための助言や関係機関へのあっせんを行っております。

2番目は消費者生活情報の提供です。トラブルを未然に防ぐということから、契約時に消費者が正しい判断ができるよう情報を広報ひこねで『消費生活相談窓口つうしん』と題して、消費生活相談窓口通信にして、定期的に掲載しております。また、消費生活相談員を講師として、出前講座等を実施しております。

指標は、出前講座の参加者数です。予定よりも遅れています。口コミ等で広がりもありますが、一度受講されるとしばらくの間受講されません。しかし状況としては、新たな商法で、いろいろな被害に遭われております。最新の情報を届けたいのですが、なかなか2回目とか3回目のリピーターを確保するには至っておりません。何度も受講いただけるように、内容を充実し、賢い消費者の育成に努めてまいりたいと思っています。

○副委員長

ありがとうございます。

それでは委員の方、367の項目について、意見、質問はございますか。

○委員

消費生活相談員というのは、どのような方を雇用されていますか。

○生活環境課長

消費生活専門相談員の資格を持った臨時職員が2人おります。

○委員

この相談者の満足度は100%と出ていますが、相談をされている方は、未然に防げる相談内容が多いということですか。

○生活環境課長

不安に思って来られる方もおられます。中には例えば身に覚えのない多額の金額が請求され、どうしたらしいですかというような相談をされる方もいます。それぞれの相談に対する対処法や関係機関のあっせんにより満足いただいています。

○委員

実際に警察の連携もされていますか。

○生活環境課長

一応、滋賀県警とは消費生活侵害事犯の被害が疑われるような相談内容があった場合に、当課から情報を提供する協定を結んでおり、連携して対応しております。

○副委員長

ほかにはないですか。

○委員

相談員2名で、年640件対応されていて、そこは本当評価できます。例えば対応して、例えば民生委員の養成講座に入っていたら、新たな指導員をつくらず、従来の動いていただける市民サイドの組織に協力してもらうことは難しいですか。

○生活環境課長

相談や消費生活講座で、民生委員のところに説明に行ったこともあります。数は少ないのですけども。

○委員

民生委員が活動に加えて、相談窓口から聞いて、事案が起りそうな方を紹介する補助的な働きはしていますか。

○生活環境課長

しておりません。

○委員

ちょっと難しい。

○生活環境課長

お願いすることはできるかと思います。

○副委員長

民生委員は大変ですね。

○生活環境課長

消費生活相談員は国の資格を持っている方でございますし、当然新しい情報として、研

修会へも参加しておりますので、最新の情報を民生委員が得るのは難しいです。一般的なお話をさせていただくことは可能かと思います。もし相談することがあれば、県や市に相談に来ていただくよう、民生委員にお願いがあるかもしれません、細かい部分となると、なかなか難しいかなとは思います。

○委員

来られることはいいかもしれません、交通手段が無いなど問題もあると思うので、また電話の相談だけでは十分じゃないと思うのですけれども。

○副委員長

今の相談件数 640 件の下の欄に、消費生活や相談員の勤務体制の見直しということが書いてありますが、現状は常勤ですか。相談日を決めて 1 週間に何人か来られておられるのか、現状からどのように見直しをされようとされているのか。お金の発生することですので、ちょっと現状をまず教えていただけますか。

○生活環境課長

9 時から 16 時まで 1 人で、それがもう 1 人の方が 9 時半から 16 時半まで。

以前は、16 時までの相談を 15 分延長して 16 時 15 分まで受付ができるようにしております。

○副委員長

時間が要するに長くしたいということですか。

○生活環境課長

相談員が臨時職員ということもあります、6 時間と勤務が決まっています。

○副委員長

土日祭日の相談は、現在のところないですか。

○市民環境部

隣の湖東合同庁舎では土日祝日も相談が可能です。

○副委員長

ほかには、御意見はございますか。

大学の構内の中ではどうでしょうか。大学の中も被害にあわれる学生はいますか。彦根市でも振り込め詐欺が多くあったと聞いていますが。

○委員

学生から被害の報告があるかということですか。

厳密には把握するルートはないので、学生も警察に報告し、あまり教諭に言うものではないので、コミュニケーションの中で話を聞く場合だと、私の周辺で問題が若い子の中で起きているという印象を受けるほどではないです。

○委員

学生支援課に学生相談委員として職員がおりますので、問題は学生が被害に遭った事案出てきませんが、問題を起こす側になることがよくあります。

以前は市や県から相談の講座を開いていただいていましたが、最近していただいたらしくないです。

○委員

学生のための窓口がありますので、余り大きな問題があるという話しあいません。

○副委員長

ほかに質問はありますか。

○委員

事前質問の5番の回答の中で、潜在的な被害として本来被害があると考えられる数字がでております。今後事業を進めていただく上で重要な数字だと思います。この数字に対応しようとするならば、全体的な対応が必要です。現在対応している課だけで対応するより、全体的に対応することだと思いますが、全国的な現状から見ても、多くの被害があるという問題意識はもう少しあってもいいのかなと思います。意見としてですが、こういう問題があるということを喚起いただきたいと感じます。

【367 消費者保護対策の推進の評価】

評価について変更なし

有効性 15.0 必要性 17.5 妥当性 15.0 効率性 15.0

【367 消費者保護対策の推進の総括評価】

○副委員長

委員から意見が出ましたように、今後ますます被害等が増えていくであろうと思います。それに対する対応も加えていただければと思います。

(後日、事務局で案を作成)

【366 バリアフリーの推進に対する意見・質問】

○都市建設部次長

現状、目指す成果についてです。今後も公共施設や、公共交通施設などのバリアフリー化を進めていく必要がある中で、歩道のバリアフリー化については、平成15年度に策定いたしました、彦根市交通バリアフリー基本構想に基づく重点整備地区で事業を行っていますが、厳しい財政状況もございまして、期間の見直しも含めまして、今後も計画的に事業進捗を図っていく必要があります。

また、放置自転車および違法駐車対策としましては、その防止に向け、利用者のモラルを高めるため引き続き指導啓発を行っていく必要があります。

結果として、誰もが安全で安心して移動でき、自立した日常生活や社会生活を送れるまちを目指していきます。

続きまして、平成25年度における主要な事業の取組です。建築物の整備としましては、バリアフリー法および誰もが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例の基準に基づき、整備を進めてきましたくすのきセンターが完成しました。また、民間建築物に対しましては、建築確認申請時におきまして、同法および同条例に基づきまして、26件の指導を行いました。

移動交通対策の推進としましては、JR稲枝駅舎改築について、自由通路および駅舎の整備に関する基本協定をJR西日本と締結したところでございます。

また、路線バス南彦根駅ベルロード線の車両更新時にノンステップバスの導入を行いました。さらに、定期的に放置自転車の撤去を行い、駐輪場の利用促進の啓発を行いました。

歩行空間や、公園等の整備としましては、引き続き重点整備地区で歩道のバリアフリー化を行いました。

指標による評価については、JR等各駅へのエレベーター等の設置と、重点整備地区における歩道のバリアフリー整備率を挙げています。

エレベーターにつきましては、今後稲枝駅舎改築に合わせて整備予定であり、また、歩道のバリアフリー化については、現在継続的に整備を進めているところです。昨年度より若干整備率の向上を図ることができました。

今後の施策の展開方法についてですが、今後の施策の展開方法につきましては、限られた予算の中で、彦根市交通バリアフリー基本構想に基づく整備をはじめ、各公共施設におけるバリアフリー化についても、各施設管理者の意識向上を図りながら、継続的に取組む

必要がございます。以上、概要の説明です。よろしくお願ひいたします。

○副委員長

ありがとうございました。

それでは、ご意見、ご質問をお願いいたします。

○委員

福満団地1号線道路改良事業（交付金）ですが、事業期間は平成22年度から平成27年度で100%目標としての指標があって、資料を見ますと、平成26年度での目標値も100%となっています。これはこの数字でよろしいですか。

○事務局

事務事業評価表で、事業期間は平成22年度から平成27年度と福満団地1号線道路改良事業（交付金）は、挙げていただいているのですけれども、目標成果、事業費の推移のところで、平成23年度から平成27年度までありますて、平成25年度の目標が52%であった時点から62%。平成26年度でもう既に100%の目標に達している。もう平成26年度の完成でいいですかという理解でよろしいですね。

○委員

はい。

○道路河川課職員

事務事業評価表のこの目標と成果につきましては、予算の比率でだしております。

平成26年度におきましては、福満団地1号線の整備率の目標は100%を考えております。施策評価調書につきましては福満団地1号線と、彦根駅平田線という2路線が入っておりますので、福満団地1号線は今年度で予算的にも道路の現状的にも100%完了ということになります。

○委員

平成27年度は、事業は一切入らないということですか。

○道路河川課職員

福満団地1号線のバリアフリー化については、平成26年度の事業で終わりです。平成27年度は彦根駅平田線や次の路線の調査等行いたいと思っております。

○副委員長

福満団地1号線がもう平成26年度で終わるわけですね。ただし彦根駅平田線は残っているということですね。

○道路河川課

はい。

○副委員長

ほかにはないですか。

彦根駅平田線道路改良事業（交付金）の事業進捗率ですけども、目標は平成24年度から書かれているのですけど、平成24年度から成果が空欄になっています。

○道路河川課

事務事業評価表でよろしいでしょうか。

○副委員長

そうです。

○道路河川課

事務事業評価表の成果は平成23年度から平成27年度までございます。平成25年度の成果が57.9%ということで。これは予算割りでございます。

○副委員長

稲枝駅のエレベーターの設置の予定はありますか。稲枝駅改裝されていますが、稲枝駅自体のエレベーターはないのですか。

○市街地整備課長

新しい駅舎にはエレベーターを設置します。エスカレーターも設置する駅舎になる予定です。

○委員

総括評価のところですが、今の稲枝の駅舎の件ということで理解いたしましたので削除をお願いします。既存駅でまだ設置されていないところがあるのかと、思い当たらなかつたのですけれども。

○副委員長

稲枝駅の改築で彦根市内のJRの駅は全部設置されますね。

○市街地整備課長

エスカレーターは駅舎自体のホームにはつくりませんが、駅に上がっていくためのエスカレーターはあります。ホームに降りるエスカレーターはありません。

○副委員長

エレベーターは稲枝駅の改築で市内JRの駅全部につきますね。

○都市建設部次長

はい。

○副委員長

彦根駅には下りのエスカレーターはないですよね。

○都市建設部次長

下りはありません。

○副委員長

上りのエスカレーターもないですね。駅に上がるエスカレーターだけですね。わかりました。計画に入っているということで、削除ということでお願いいたします。

ほかは特にございませんか。

【366 バリアフリーの推進の評価】

評価について変更なし

有効性 15.6 必要性 16.8 妥当性 15.0 効率性 15.0

【367 バリアフリーの推進の総括評価】

(後日、事務局で案を作成)

○副委員長

ありがとうございます。一応本日の予定されていました評価につきましてはこれで終わりということで、事務局から連絡はございますか。

○事務局

それでは、次回第5回の行政評価委員会につきましては、昨年度の評価を行いました施策のうち、低い評価を受けた施策について、再度御審議していただく予定をしております。次回の会議で使う資料につきましては、前回の委員会でお配りしました行政評価結果に対する施策・事業への反映状況についてという資料を使用いたします。

会議の進め方としましては、施策担当課から意見等の反映状況について報告した後、その内容について委員会から質問、あるいは提案をしていただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

資料については当日、用意いたします。

○副委員長

ありがとうございました。委員長代行ということで、いろいろと時間を使い過ぎまして申しわけございませんでした。

本日で第4回目の行政評価委員会を終わります。ありがとうございました。

なお、次回は11月7日（金）の午後2時からでございますので、出席をお願いします。

それでは、これで評価委員会を終わりにいたします。ありがとうございました。

(終了)

会議録の確定	
副委員長署名	池上松夫

平成26年度 第4回彦根市行政評価委員会 出席委員

(50 音順)

氏名	備考
赤木 和代 (あかぎ かずよ)	淡海生涯カレッジ彦根校オブザーバー
池上 松夫 (いけがみ まつお)	(元)彦根市行政改革委員会委員
嶋津 茂昭 (しまづ しげあき)	(元)彦根市総合発展計画審議会委員
真鍋 晶子 (まなべ あきこ)	滋賀大学 教授
森 雄二郎	聖泉大学 講師
森下 あおい (もりした あおい)	滋賀県立大学 教授